

報告第 1 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

高浜市専決第7号

専決処分書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年7月3日

高浜市長 杉 浦 康 憲

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、市道東山3号線の側溝グレーチング蓋による車両損傷事故に関し、損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

(1) 損害賠償の額 105,050円

(2) 相手方 市内事業者

(3) 事故の概要

ア 事故発生日時 令和8年5月12日（火）
午前10時20分ごろ

イ 事故発生場所 高浜市呉竹町地内

ウ 事故の種類 物損事故

エ 事故の状況

相手方が、市道を事業用車両で走行中、側溝のグレーチング蓋が跳ね上がり、車両右下部のマフラー等を損傷した。

オ 事故の原因

集水枳の鉄板蓋と側溝のグレーチング蓋に段差が生じていたため、車両が通過した際に当該グレーチング蓋が跳ね上がったことによる。

(4) 和解の内容

ア 過失割合は、市100%とする。

イ 市の負担する損害賠償の債務の額は、105,050円とする。

- ウ 市が相手方に対して105,050円を支払う。
- エ 市及び相手方双方は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。